

あま市地域生活支援事業『日中一時支援について』

あま市福祉部社会福祉課障害福祉係

1. 事業の目的・概要

障がい者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することにより、障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を図るためのサービスです。

2. 対象者

原則として市内に住所のある在宅の障がい者等、または、市の支給決定を受けて施設等を利用して障がい者等のいずれかに該当する方が対象となります。

障がい種別	対象者の要件
身体障がい者	身体障害者手帳を所持している者
知的障がい者	療育手帳を所持している者
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を所持している者
その他障がい者	難病等患者、自立支援医療（精神通院）を受給している者

3. 利用者負担

世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護受給者世帯	0円
市町村民税非課税者世帯	
市町村民税課税者世帯	事業費の1割

※世帯の範囲は、18歳以上の障がい者は、本人及び配偶者、18歳未満の障がい児は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

4. 事業費単価

1日単価のサービスになるため、原則、他事業との併給はできません。

(根拠:平成28年3月28日付 27障福第2415号「障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給利用について」)

以下の単価表を参考に適正な請求をおこなってください。

区分	時間	事業費単価
基本料金	2時間以下	2,500円
	2時間を超え4時間以下	4,000円
	4時間を超え8時間以下	5,000円
	8時間を超える	6,000円
看護師加算		2,580円
食事加算		420円
入浴加算		400円
送迎加算(片道)		540円

日中一時支援事業 Q & A

No.	項目	質問	回答
1	事業内容	日中活動系サービス（障害児通所支援、生活介護、就労継続支援、地域活動支援センター）を利用する場合、その同日に日中一時支援を利用することはできますか。	原則として利用できません。 ただし、下記すべてに該当する場合は、特例として認める場合があります。 【特例的に認める場合の要件】 ① 保護者及び介護者の入院等やむを得ない事情がある ② 同一の敷地内、隣接及び近接する施設での利用ではない ③ 同一の指導員、生活支援員又は保育士による支援ではない
2	事業内容	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用している方が、日中一時支援を併給することはできますか。	併給することは可能です。 ただし、日中活動系サービスを利用している場合は、各月の日数から8日を控除した日数（例：31日のある月の場合は23日）を限度としているため、合計でこの日数を超えないように支給量を調整します。
3	事業内容	日中一時支援のみ利用をする場合、サービス等利用計画の作成は必要ですか。	日中一時支援等の地域生活支援事業のみを申請されている場合は、サービス等利用計画の提出は不要です。 ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用している方については、提出は不要ですが、地域生活支援事業を利用していることを記載してください。
4	請求	日中一時支援の算定方法を教えてください。	算定は15分基準で行ってください。 （例） ①算定時間が2時間15分の場合 →「2時間を超え4時間以下」で請求 ②算定時間が2時間14分の場合 →「2時間以下」で請求
5	請求	利用時間は1時間以内でも利用することはできますか。	利用できます。 ただし、費用の請求については、20分以上の利用があった場合となります。
6	請求	月々の請求はどのように行いますか。	下記書類を提供月の翌月10日までに社会福祉課にご提出ください。 ① 日中一時支援事業請求書

			<p>② 日中一時支援事業明細書</p> <p>③ 実績記録票</p> <p>その後、請求書を提出していただいた月の翌月5日に所定の口座に振り込みます。</p>
7	請求	日中一時支援以外に他の障害福祉サービスを利用しており、利用者負担がある方に対して上限額管理を行う必要はありますか。	日中一時支援は市町村事業であるため、事業所が上限額管理を行う必要はありません。
8	請求	同日中に2回利用した場合、どのように請求すればよいですか。	<p>同日の場合は、利用時間を合算し請求してください。</p> <p>(例)</p> <p>①8:00~8:30(30分)</p> <p>②16:00~17:00(1時間)</p> <p>①30分と②1時間を合計し、1時間30分の利用となります。</p>
9	送迎	自宅以外の場所から「日中一時支援事業所」への送迎は利用できますか。	<p>利用できます。</p> <p>※自宅以外の場所とは、最寄りの駅やバス停等のことです。</p>
10	送迎	送迎サービスを利用する場合、その送迎の部分は移動支援を利用することはできますか。	日中一時支援の送迎については移動支援を利用することはできませんので、日中一時支援で行う送迎サービスを利用してください。
11	送迎	自宅と事業所間の往復で送迎した場合は、送迎2回と算定されますか。	算定されます。
12	送迎	徒歩による送迎に指導員等が付き添った場合でも送迎加算の対象となりますか。	送迎に係る経費は生じていないため算定できません。
13	送迎	障害福祉サービス事業所等から日中一時支援事業所へ移動する場合に、障害福祉サービス等の送迎加算と日中一時支援の送迎加算のどちらが優先されますか。	<p>特に優先順位等は定めていないため、利用者の不利益にならないように事業所間であらかじめ調整してください。</p> <p>また、重複請求がないように調整をおこなってください。</p>
14	送迎	日中一時支援のサービス提供時間に、送迎時間を含めることはできますか。	サービス提供時間に送迎時間を含むことはできません。送迎を行う場合は、送迎加算を算定してください。